

委託事項6		中間サーバーにおける資格履歴管理事務
①委託内容		個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者注)なお、世帯構成員に関しては、被保険者資格の履歴管理は行わない。
	その妥当性	広域連合における資格履歴を管理するため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		広域連合ホームページの調達関係情報、または兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		国保連合会(国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
	⑨再委託事項	中間サーバーにおける資格履歴管理事務のすべて

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。 ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<広域連合で行う業務における措置> ・広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業場、作業場所の特定」を明記することとしている。 ・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。 ・さらに、委託事務の定期報告及び緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<広域連合で行う業務における措置> ・委託先の従業員等が広域連合の標準システムへログインした際に、ログインを実施した従業員等・時刻・操作内容が広域連合の標準システムに記録されるので、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、兵庫県後期高齢者医療広域連合文書規程(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合訓令第2号)第19条に従い、一定期間保存する。 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<広域連合で行う業務における措置> ・広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・また、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第11条及び第12条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けている。 ・さらに、情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・契約書において広域連合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。	

委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><広域連合で行う業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告及び緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に書面にて報告を受けることとしている。 ・委託元と委託先間の特定個人情報のやり取りに関しては、広域連合の標準システム上で操作内容を記録している。 ・記録の保存期間については、兵庫県後期高齢者医療広域連合文書規程第19条に従い、一定期間保存する。 ・特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要な応じてパスワードの設定を行うこと、及び管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。 <p>さらに、情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。</p> <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。
特定個人情報の消去ルール	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><広域連合で行う業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、又は漏えいを起こさない方法によって確実に消去、もしくは処分することを、情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。 ・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄に関する報告書を提出させ、情報システム管理者が消去及び廃棄状況の確認を行う。 <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供等記録については、番号法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間は7年間とされており、保存期間経過後は、当広域連合が適切に廃棄等を行う。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件) ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去 ・特定個人情報を取り扱う従業員の限定と明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・委託先への監査、立入調査 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け <p>等を定めるとともに、委託先が広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<p>原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件) ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去 ・特定個人情報を取り扱う従業員の限定と明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・委託先への監査、立入調査 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け、等 <p>また再委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する</p>

その他の措置の内容	磁気媒体を用いて特定個人情報ファイルを連携する場合及び紙媒体による特定個人情報の授受を行う場合は、当該授受について記録簿を作成し、一定期間保存する。また、磁気媒体内の情報を暗号化し、委託先以外で復元できないような仕組みを担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
なし	

契約書①

個人番号利用事務及び医療保険者等間の情報照会・提供事務
に関する委託契約書

兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づき実施する情報連携等の事務については、医療保険分野における情報連携等の一元化及び効率化を図る観点から、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）が共同して設置、運営する医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー等」という。）を利用して行うこととされている。

広域連合が情報連携等の事務のうち個人番号利用事務及び医療保険者等間の情報照会・提供事務を中間サーバー等を利用して行うに当たって、広域連合から、当該事務の委託を受ける兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）及びその再委託を受ける中央会との間において必要な事項を定めることを目的として、広域連合、連合会及び中央会は、次のとおり契約を締結する。

（事務の委託等）

- 第1条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第165条の2に基づき、中間サーバー等における個人番号利用事務及び医療保険者等間の情報照会・提供事務を連合会に委託し、連合会は受託した事務の全部を中央会に再委託するものとする。
- 2 連合会が、前項により受託した事務を番号利用法第10条第1項に基づき中央会に再委託するに当たっての広域連合の許諾は、本契約書の締結をもって行うものとする。
- 3 中央会が受託し実施する、個人番号利用事務及び医療保険者等間の情報照会・提供事務の実施要領は別紙のⅠ及びⅡのとおりとし、広域連合及び中央会は、実施要領に従うものとする。

（費用負担）

- 第2条 広域連合は、本契約に基づき、個人番号利用事務及び医療保険者等間の情報照会・提供事務を実施するに当たって、中間サーバー等の運営に要する費用を負担するものとし、その額及び支払方法等については、基金及び中央会が広域連合と協議の上、別途定めるものとする。

(特定個人情報等の保護)

第3条 連合会及び中央会は、広域連合の被保険者に係る特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う責任を十分に認識し、特定個人情報等の保護に万全を期し、特定個人情報等の秘密を保持するものとする。

2 連合会及び中央会は、本契約の有効期間中はもとより本契約の終了後、従業員の退職後又は委託先等の業務若しくは契約の終了後においても、従業員（委託先等を含む。）に特定個人情報等の秘密を保持させるため、必要な措置を講じるものとする。

3 連合会及び中央会は、委託又は再委託を受けて特定個人情報等を取り扱うに当たっては、番号利用法、個人情報保護法及び必要に応じ、広域連合が対象となる個人情報保護条例のほか、従業員に対する監督及び教育、特定個人情報を取り扱う従業員の明確化、作業場所の特定、特定個人情報等の不正複製の禁止、漏えい、滅失、毀損、紛失及び改ざん等の防止策（特定個人情報等の配送、授受、保管及び管理方法を含む。）、記録の提供その他の特定個人情報等の取扱いについて定めた連合会及び中央会の特定個人情報等取扱規程を遵守するとともに、連合会及び中央会が広域連合に対し書面で示した安全管理措置その他の特定個人情報等を適切に取り扱うための対策を、実施するものとする。

(特定個人情報等の利用等)

第4条 連合会は、広域連合から委託を受けた特定個人情報等を、本契約のために取り扱うことはしないものとする。

2 中央会は、広域連合から再委託を受けた特定個人情報等について、再委託を受けた事務の範囲内に限り利用できるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、連合会及び中央会は、番号利用法、個人情報保護法及び必要に応じ個人情報保護条例を遵守する場合に限り、あらかじめ広域連合の了承を得て、前二項以外の目的で特定個人情報等を利用することができるものとする。ただし、緊急の場合には広域連合の了承をあらかじめ得なくともよく、連合会及び中央会は、特定個人情報等を利用した後速やかに、広域連合に対しその旨の報告を行うものとする。

4 広域連合は、番号利用法、個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づき、適法に特定個人情報等を利用するものとする。

(特定個人情報等の提供)

第5条 連合会及び中央会は、広域連合から指示された特別の場合を除き、広域連合から委託を受けた特定個人情報等を広域連合及び第9条第1項に基づき許諾された委託先（再委託先以降を含む。）以外に提供してはならないものとする。ただし、

法令の定めに基づき適法に提供できる場合であって、緊急の必要性が極めて高い場合は、この限りではないものとする。

(返却・廃棄)

第6条 中央会は、広域連合から請求があったときは、広域連合から再委託を受けた特定個人情報等を広域連合の指示する方法により、広域連合に対し返却するものとする。

2 中央会は、広域連合から請求があったときは、広域連合から再委託を受けた特定個人情報等を広域連合の指示する方法により、廃棄するものとする。この場合において、中央会は広域連合に対し、いつ誰がどのように安全を担保された方法で特定個人情報等を完全に廃棄したか報告し、廃棄証明書を速やかに広域連合に対し交付するものとする。

(漏えい等)

第7条 広域連合から委託を受けた特定個人情報等が漏えい、滅失、毀損、紛失した場合若しくはその恐れがあると認められるとき、又は広域連合から委託を受けた特定個人情報等について、本契約に反した取扱いがなされた場合若しくはそのおそれがあると認められるときは、中央会は速やかに広域連合に対し報告するものとする。連合会がかかる事実又はそのおそれを認識した場合は、連合会も速やかに広域連合に対し報告するものとする。

2 広域連合から委託を受けた特定個人情報等が、中央会の責めに帰すべき事由により漏えい、滅失、毀損又は紛失した場合、中央会は広域連合に対し、損害を賠償するものとする。

3 広域連合から委託を受けた特定個人情報等が、漏えい、滅失、毀損又は紛失した場合、中央会は事実関係の調査及び原因の究明その他の必要な対応を誠実に行うものとする。

(報告・検査)

第8条 中央会は、定期的及び必要に応じて随時、委託事務の履行状況及び特定個人情報等の取扱い状況（委託先（再委託先以降を含む。）におけるものを含む。以下同じ。）について、連合会に対し書面により報告するものとする。

2 連合会は、定期的及び必要に応じて随時、委託事務の履行状況及び特定個人情報等の取扱い状況について、広域連合に対し書面により報告するものとする。

3 広域連合が必要であると認めたときは、広域連合は中央会及び連合会に対し、前二項の規定にかかわらずいつでも、広域連合が委託した特定個人情報等の取扱い状況等について、広域連合に対する資料の作成及び提出並びに報告を求めることがで

きるものとする。

- 4 広域連合が必要であると認めるときは、広域連合は中央会及び連合会の事務所、委託先の事務所その他の場所に立ち入り、広域連合が委託した特定個人情報等の取扱状況について、検査することができるものとする。

(再委託)

第9条 連合会及び中央会は、中央会以外の委託先に特定個人情報等を取り扱わせる場合は、事前に広域連合に対し書面により再委託申請を行い、広域連合の書面による許諾を得るものとする。

- 2 連合会及び中央会は、前項に規定する許諾を得る際に、広域連合が許諾を判断するために必要な資料を広域連合に対し提出するものとする。
- 3 連合会及び中央会は、委託先に特定個人情報等を取り扱わせる場合は、広域連合が委託先に報告を求め、資料を提出させ、又は委託先において特定個人情報等を取り扱っている場所に実地調査を行うことができるよう、連合会、中央会及び委託先間の契約で、担保しなければならない。連合会及び中央会は、委託先に特定個人情報等を取り扱わせる場合は、本契約に基づき自身が負う義務と同様の義務を相手方に対し負うものとする。

(委託先の監督)

第10条 連合会及び中央会は、委託先に特定個人情報等を取り扱わせるに当たり、連合会及び中央会にて特定個人情報等を取り扱うのと同等の責任を有することに十分留意し、特定個人情報等の適切な取扱いが確保されるよう、委託先に対し十分な監督を行うものとする。

- 2 広域連合は、連合会及び中央会の委託先が特定個人情報等を適切に取り扱えるよう、連合会及び中央会並びにこれらが指示する者に対し、広域連合の委託先が遵守しなければならない事項その他の必要な情報を提供するものとする。

(帳簿書類の保存)

第11条 広域連合、連合会及び中央会は、本契約による帳簿書類を5年間保存するものとする。

(情報開示)

第12条 広域連合は、本契約の実施に必要な限度において連合会及び中央会において保存する帳簿書類を閲覧し、説明又は報告を求めることができるものとする。

(契約の解除)

第13条 広域連合、連合会及び中央会は、本契約の他の当事者が本契約に違反した場合であって、事務の執行に著しく支障を来すと合理的に認められるときには、1か月間の予告期間をもって本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 本契約の当事者のいずれかが故意又は過失により、本契約に反して他の当事者に損害を与えた場合は、当該当事者は、他の当事者に対する損害賠償の責任を負うものとする。

(契約の有効期限)

第15条 本契約の有効期限は、契約締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、本契約の有効期限が満了する日の1か月前までに、本契約の当事者のいずれからも書面により本契約を更新しない旨の意思表示が行われない場合、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以降もまた同様のものとする。

(協議事項)

第16条 本契約に定めのない事項その他本契約の条項に関し疑義が生じたときは、広域連合、連合会及び中央会は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として、本書3通を作成し、すべての契約当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

- 1 本契約は、本契約事項をすべての契約当事者において口頭等にて合意した日以降、広域連合が加入者情報等の必要なデータ等を作成し、中間サーバー等に登録する等の準備業務を開始する日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、適用日から基金及び中央会が厚生労働省と協議の上、署名日以降で別途定める中間サーバー等の本稼働日（以下「本稼働日」という。）の前日までの間において、中間サーバー等の運営に要する費用については、第2条の規定にかかわらず基金及び中央会が負担するものとする。
- 2 本契約に基づく個人番号利用事務及び医療保険者等間の情報照会・提供事務は、本契約の適用日から本稼働日の前日までの間において、広域連合及び中央会が行う準備業務を含むものとする。

署名日 平成29年7月 日

(委託者)

兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号
兵庫県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 蓬 來 務 印

(受託者兼委託者代理人)

兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
兵庫県国民健康保険団体連合会
理事長 山 中 健 印

(再受託者)

東京都千代田区永田町1-11-35
公益社団法人 国民健康保険中央会
理事長 原 勝 則

契約書②

情報提供ネットワークシステムを用いた情報照会・
提供事務及び本人確認事務に関する委託契約書

国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）及び後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）が共同して設置、運営する医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー等」という。）を用いて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第19条第7号に規定される情報提供ネットワークシステムを用いた情報照会・提供事務（以下「情報照会提供事務」という。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から、加入する被保険者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第30条の9の規定による本人確認情報（住基法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報をいう。以下「本人確認情報」という。）を取得する事務（以下「本人確認事務」という。）を行うことを、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第113条の3及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第165条の2の規定に基づき、基金に委託することに関して、別表の第1欄に掲げる国保組合及び広域連合（以下「国保組合等」という。）から本件契約の締結に係る権限をそれぞれ委任された別表の第2欄に掲げる国民健康保険団体連合会を代理する中央会と基金は、次のとおり契約を締結する。

(委託事務の内容)

第1条 国保組合等は、本契約に基づき、番号利用法に規定される情報連携等の事業を行うに当たって、情報照会提供事務及び本人確認事務を基金に委託するものとし、その事務の概要は、別紙1のとおりとする。

(情報照会提供事務)

第2条 国保組合等は、情報照会提供事務を行う場合、統合専用端末等を用いて、中間サーバー等を通じて、別紙1の1の「情報提供ネットワークシステムを用いた情報照会・提供事務」により行うものとする。

(機関別符号取得)

第3条 情報照会提供事務のうち、当該国保組合等に初めて加入する被保険者に係る機関別符号（住基法第30条の9の2の規定により機構が提供する住民票コードに基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第20条の規定により総務大臣が通知する情

報提供用個人識別符号をいう。以下同じ。)については、別紙1の1の「(3)機関別符号取得」により取得するものとする。ただし、当該被保険者に係る機関別符号について、当該国保組合等以外の中間サーバー等を利用している他の医療保険者等に以前加入していたことにより中間サーバー等に既に保有している場合は、取得の対象とならないものとする。

- 2 国保組合等が、符号危殆化等により既に機関別符号を取得している被保険者について機関別符号を再取得する場合は、別紙1の1の「(4)符号再発行」により行うものとする。
- 3 前2項により、機関別符号が機構を通じて情報提供ネットワークシステムから中間サーバー等に送信された場合、取得対象被保険者単位で1件として算定するものとする。

(本人確認事務)

第4条 国保組合等は、被保険者に係る本人確認情報を取得する場合、別紙1の2の「本人確認事務」により行うものとする。

- 2 前項により、機構から照会結果が送信された場合に、原則として取得対象被保険者単位で1件として算定するものとし、1件の照会に対し、複数の照会結果が送信された場合も照会結果一覧表の表示及び1件目の詳細情報の表示までは1件として算定するものとする。ただし、1件の照会に対し、次の各号に定める複数の照会結果が送信された場合は、複数の結果を照会結果の件数として算定するものとする。
 - 一 別紙1の2の「(1)個人番号取得」の「①即時照会」時に、1件の照会に対し複数の結果が一覧表形式で送信され、送信された一覧表の表示及び1件目の詳細情報の表示までを1件と算定し、当該一覧表の2件目以降は、詳細情報を表示した数を加算した件数とする。
 - 二 別紙1の2の「(2)基本4情報取得」の照会方法により同一住所の住民の確認を行った時に、1件の照会に対し複数の結果が送信された場合は、送信された結果の数を件数とする。

(情報提供手数料)

第5条 国保組合は、情報照会提供事務及び本人確認事務の実施による前2条に定める機関別符号及び本人確認情報の取得に伴い、機構が求める手数料(住基法第30条の23の規定によりあらかじめ総務大臣の認可を受けて機構が定める金額に、前2条に定める件数を乗じた金額)に相当する金額(以下「情報提供手数料」という。)を基金及び中央会を通じて機構に支払うものとし、支払等に係る手順については、別紙1の3に定めるものとする。

- 2 別紙1の3の(5)に定める中央会への支払の完了をもって、国保組合は基金に対し情報提供手数料を支払ったものとみなす。
- 3 情報提供手数料には、前2項に係る基金及び中央会の事務に要する費用は含まれない。
- 4 別紙1の3の(5)に定める支払期日までに国保組合から中央会に情報提供手数料が支払われない場合、国保組合は、当該支払期日の翌日から支払を完了した日までの日数に応じ、当該支払期日において効力を有する政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した金額を遅延利息として、中央会に支払うものとする。

(費用負担)

第6条 国保組合等は、本契約に基づき情報照会提供事務及び本人確認事務を基金に委託して実施するに当たって、中間サーバー等の運営に要する費用を負担するものとし、その額及び支払方法等については、基金及び中央会が国保組合等と協議の上、別途定めるものとする。

(特定個人情報等の取扱い)

第7条 基金及び国保組合等は、本契約に基づく情報照会提供事務及び本人確認事務を遂行する上で被保険者に係る特定個人情報及び個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う場合は、別紙2に定める「特定個人情報等の取扱いについて」によるものとする。

(帳簿書類の保存)

第8条 基金及び国保組合等は、本契約による帳簿書類を5年間保存しなければならない。

(情報開示)

第9条 国保組合等は、この契約の実施に必要な限度において基金において保存する帳簿書類を閲覧し、説明又は報告を求めることができるものとする。

(契約の解除)

第10条 本契約の当事者のいずれか一方が本契約による義務を履行せず、業務の執行に著しく支障を来したとき、又は来すおそれがあると認めるときは、その当事者の相手方は、1か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第11条 本契約の当事者のいずれか一方が、故意又は過失により本契約に反して相手方に損害を与えた場合は、相手方に対する損害賠償の責任を負うものとする。

(契約の有効期限)

第12条 本契約の有効期限は、契約締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、本契約の有効期限が満了する日の1か月前までに、本契約の当事者のいずれからも書面により本契約を更新しない旨の意思表示が行われない場合、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以降もまた同様とする。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項その他本契約の条項に関し疑義を生じたときは、基金及び国保組合等は、中央会を通じて双方で協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、基金及び国保組合等の契約代理人である中央会双方が記名押印の上、各1通を保管する。

附 則

- 1 本契約は、本契約事項を契約代理人である中央会を通じて国保組合等及び基金において口頭等にて合意した日以降、国保組合等が加入者情報等の必要なデータ等を作成し、中間サーバー等に登録する等の準備業務を開始する日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、適用日から基金及び中央会が厚生労働省と協議の上、署名日以降で別途定める中間サーバー等の本稼働日（以下「本稼働日」という。）の前日までの間においては、情報照会提供事務の実施に伴い機構から基金に請求がある手数料については、第5条の規定にかかわらず基金が負担し、中間サーバー等の運営に要する費用については、第6条の規定にかかわらず基金及び中央会が負担する。
- 2 本契約に基づく情報照会提供事務及び本人確認事務は、本契約の適用日から本稼働日の前日までの間において、国保組合等及び基金が行う準備業務を含むものとする。
- 3 本契約に基づく情報提供手数料の支払に関する事項については、第12条の規定に関わらず、第5条第2項に規定する国保組合から中央会への支払が完了するまでの間、なお効力を有するものとする。

- 4 第3条に規定する機関別符号については、住基法第30条の9の2の規定の施行前においても、地方公共団体情報システム機構の住民基本台帳に基づく手数料の額を定める規程（平成27年地情機規程第11号）の平成28年地情機規程第3号改正附則に基づき、同条による住民票コードの提供とみなす。

署名日 平成29年 月 日

(委託者)

別表の第1欄(省略)に掲げる国民健康保険組合及び後期
高齢者医療広域連合

契約代理人

東京都千代田区永田町1-11-35
公益社団法人 国民健康保険中央会
理事長 原 勝 則

(受託者)

東京都港区新橋2-1-3
社会保険診療報酬支払基金
理事長 伊 藤 文 郎

別紙2

特定個人情報等の取扱いについて

本契約による業務の実施に当たって、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）は、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合（以下「国保組合等」という。）が医療保険者等向け中間サーバー等に登録した特定個人情報及び個人情報（以下「特定個人情報等」という。）に関して、次のとおり取り扱うものとする。

(基本的事項)

第1 基金は、特定個人情報等の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するに当たって、特定個人情報等を取扱う際には、住民基本台帳法、社会保険診療報酬支払基金法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令、社会保険診療報酬支払基金特定個人情報取扱規程（以下「特定個人情報取扱規程」という。）、社会保険診療報酬支払基金情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(機密の保持)

第2 基金は、本契約に基づき、国保組合等より委託を受けた事務に関して知り得た特定個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 基金は、本契約による事務に係る特定個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の特定個人情報等の適正な管理のために必要かつ有効な措置を講じなければならない。

2 基金は、特定個人情報取扱規程に基づき、「特定個人情報等管理責任者」を実務上の責任者とする管理体制を構築し、前項に規定する適正な管理を実施する。

(特定個人情報取扱従事者)

第4 基金は、特定個人情報取扱規程に基づき、特定個人情報等の事務を取り扱う職員（以下「特定個人情報取扱従事者」という。）を定める。

2 基金は、前項に定めた者について、国保組合等に報告しなければならない。

(職員に対する監督・教育)

- 第5 基金は、特定個人情報等が特定個人情報取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、特定個人情報取扱従事者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 基金は、本契約による事務を処理するにあたり、特定個人情報取扱従事者に対し、特定個人情報等の安全管理のために、十分な教育・研修を施さなければならない。
- 3 基金は、前2項における監督及び教育・研修の実施状況について、国保組合等に報告しなければならない。

(データ等の取扱い)

- 第6 基金は、本契約による事務を処理するにあたり国保組合等から入手した特定個人情報等について、特定個人情報取扱規程に基づき、最も重要性の高い情報と認識し、その搬送、保管、複写及び廃棄等の取扱いに当たり、具体的に規定した特定個人情報取扱規程の実施方法を遵守しなければならない。

(特定個人情報等を取り扱う区域)

- 第7 基金は、特定個人情報等を取り扱う区域を明確にし、当該区域に対し、次の各項目に従い措置を講じる。
- (1) 管理区域
入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。
- (2) 取扱区域
壁又は間仕切り等を設置し、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所や、後ろから覗き見される可能性が低い場所へ座席を配置するなどの工夫を施すものとする。

(持出しの禁止)

- 第8 基金は、本契約による事務を処理するに当たって入手した特定個人情報等を、国保組合等の承諾を得ることなく基金の事業所外に持ち出してはならない。

(再委託等)

- 第9 基金は、本契約に基づく受託業務について、更に委託を行う場合（以下「再委託」という。）は、あらかじめ国保組合等の書面による了承を得なければならない。委託を行う先（以下「再委託先」という。）が更に委託を行う場合（以下「再々委託」という。）も同様とする。
- 2 基金は、前項に規定する再委託及び再々委託を行う条件として、国保組合等が基

金に求める安全管理措置と同等以上の措置を再委託先及び再委託先が更に委託を行う先（以下「再々委託先」という。）に対しても遵守させるよう、契約内容に定めなければならない。

- 3 基金は、第1項に規定する再委託又は再々委託を行う場合は、基金及び国保組合等が再委託先及び再々委託先に報告を求め、資料を提出させ又は再委託先及び再々委託先において特定個人情報等を取り扱っている場所に実地調査を行うことができることを、再委託先及び再々委託先との契約内容に定めなければならない。
- 4 基金は、再委託先及び再々委託先に特定個人情報等を取扱わせる場合は、本契約に基づき自身が負う義務と同様の義務を相手方に対し負わせなければならない。
- 5 基金は、再々委託先が更に委託することを認めてはならない。

（契約終了後の特定個人情報等の返却等）

第10 基金は、本契約が終了し、本契約による事務を処理するにあたり国保組合等から入手した特定個人情報等について、国保組合等と別途協議の上決定する方法により速やかに国保組合等に返却又は廃棄等しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第11 基金は、本契約による事務を処理するに当たって入手した特定個人情報等を、本契約による情報連携業務以外に使用し、複写・複製又は第三者に提供してはならない。

（事故発生時の報告等）

第12 基金は、本契約による事務を処理するに当たって入手した特定個人情報等の漏えい等のこの取扱いに違反する事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちにその内容について国保組合等に報告すると同時に事態の解決・打開に向けた協議をしなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 本契約による事務を処理するに当たって入手した特定個人情報等が、基金の責めに帰すべき事由により漏えい等のこの取扱いに違反する事態が発生した場合、基金は国保組合等に対し、損害を賠償する責任を負うものとする。

（検査等の実施）

第13 国保組合等は、基金が本契約による事務を処理するに当たって取扱う特定個人情報等の取扱い及び運用状況について、必要があると認めるときは、基金に対し報告を求め、又は立入検査することができるものとする。上記検査は正当な理由がある場合を除き拒否できないものとする。

2 基金は、定期的及び必要に応じて随時、本契約内容の遵守状況について、国保組合等に報告するものとする。